

2020年7月17日  
川崎汽船株式会社

「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録について

当社の内部通報制度<sup>(1)</sup>が、2020年7月17日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」<sup>(2)</sup>に登録されましたのでお知らせいたします。

当社は、コンプライアンス経営の推進、健全な事業遂行の確保や企業価値の向上のため、社内及び社外（弁護士）に内部通報窓口を設置しコンプライアンス違反等の未然防止、早期発見及び是正に取り組んでいます。また、通報に関する情報の秘密保持と通報者保護を徹底し、通報者が安心して利用できる体制を整えています。

この度の認証登録により当社の内部通報制度の信頼性をさらに向上させ、川崎汽船グループとしてコンプライアンス体制の一層の強化を図って参ります。

- (1) 当社の内部通報制度は、当社及び国内グループ会社役職員が国内で発生したコンプライアンス問題を通報する「ホットライン制度」と海外グループ会社役職員が海外で発生した重大なコンプライアンス問題を通報する「グローバルホットライン制度」で構成されています。
- (2) 「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定の WCMS マークの使用を許諾する制度です。

